

## 委託要項

### 業務名 龍野体育館温水プール天井等改修工事実施設計業務委託

#### 第1 目的

本業務は、龍野体育館屋内プール（温水プール）の天井改修、照明器具改修（LED化）及び空調設備（エアハンドリングユニット（垂直型、プール暖房系統 AHU - 1））更新等を実施することを目的とした実施設計業務である。

天井改修、照明器具改修及び空調設備更新等を実施することにより、利便性の高い安全安心な研修環境を整備するもの。

#### 第2 対象施設概要

##### 1 たつの市龍野体育館温水プール

（1）施設場所：たつの市龍野町富永 地内

（2）整備対象室：屋内プール（温水プール、機械室）

#### 第3 工事概要

1 上記整備対象室の天井改修、照明器具改修及び空調設備更新工事 一式

2 上記工事に伴う建築改修工事、電気設備（受電設備、電源、幹線、動力盤等）工事及びその他維持保全改修工事（点検報告概略書によるろ過機の修繕等） 一式

#### 第4 業務内容

工事概要に示す工事を実施するために必要な実施設計業務一式を行うもので、設計に先立ち、各施設の状況調査（機械・電気・建築）を行う。

現況調査に基づき、基本計画案として天井改修、照明器具改修（LED化）及び空調設備の機能・構造・規模及び取付位置等を計画し、当該計画に基づく工事概算金額や工事現場における施工方法等を考慮した基本計画概要書を作成する。

天井改修については、既存の構成（軽量鉄骨天井下地＋ケイカル版＋プール用岩綿吸音版）から、改修計画後の天井を3案程度（天井有2案：既存の構成に近いもの、膜天井、天井無1案：撤去（既存表し））比較検討し、提案すること。

なお、改修後天井有の場合は、特定天井（2kg以下/m<sup>2</sup>）となるように検討のこと。

計画の立案に際しては、合理的かつ効率的で安全性を最優先とした施設整備計画を提案すること。

さらに、既存施設の劣化状況を考慮の上、同時にすべき建築改修工事（防水・雨漏り対策やトップライトの撤去等、内装改修工事等）、電気設備改修工事（幹線、盤、ブレーカー、スイッチ類等）、機械設備改修工事（プールろ過機、換気設備、給排水設備等）を確認し、提案を行うこと。

当該提案については、省エネルギー化を考慮し、最適かつ有効な改修方法等を検討する

こと。

併せて、不要となる設備の撤去等も確認すること。

更新時期や方法等については、施設管理者及び監督員と協議のうえ決定し、実施設計業務を行うこと。

これらの内容について、基本計画概要書にとりまとめ施設管理者等に説明と協議を実施し、了承のうえ実施設計（詳細設計）に進むこと。

実施設計の段階では、当該基本計画概要書に基づき実施設計を進めるものとし、設備機器等の仕様関係は可能な限り統一化を行い、安全性、利便性及び経済性に配慮すること。

整備にあたって、既存の構造躯体に影響を及ぼすことの無いよう配慮すること。

また、施設運営に支障のない仮設計画を立案すること。

なお、当該工事の発注時期については、令和6年度第2半期の予定である。

#### 1 事前調査業務

(1) アスベスト調査：定性分析（4検体（想定：ケイカル板、プール用岩綿吸音板、耐火被覆、配管パッキン各1検体）、報告書作成等

(2) 基本計画概要書：（機械・電気・建築）

#### 2 実施設計業務（積算共）

龍野体育館温水プール天井等改修工事の実施設計（機械・電気・建築）

### 第5 設計上の留意事項

#### 1 現地調査等

設計に先立ち、工事に必要な現地調査等を行うこと。特に既存の電気・機械設備の配管・配線等においては十分な調査を実施すること。

#### 2 使用材料

使用する材料・機器等は施設にふさわしく、耐用年数の長いものを検討・計画すること。ただし、材質又は機器の性能上耐用年数が一定年数のものは、将来の維持管理を配慮し選定すること。屋内に用いる建築材料等（建材・家具・設備材料・接着剤・塗料等）の選定については、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の発散する恐れがないものを選定すること。

#### 3 関連法規等

法規等（法律・条令・要綱等）を全て把握し、これらに違反することがないように計画すること。計画段階において、関連する法規等を所管する関係部局と協議しながら計画すること。

#### 4 標準仕様書

共通仕様書は、一般社団法人編「公共建築工事標準仕様書」及び財団法人建築保全センター編「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）＜最新版＞を採用し、当標準仕様書に精通した照査技術者が設計に従事すること。

## 5 工事名称

龍野体育館温水プール天井等改修工事

## 第6 積算上の留意事項

### 1 積算基準

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」(最新版)による。

### 2 数量計算書及び集計表

- (1) エクセルによる表計算を使用すること。
- (2) 数量積算、単位及び端数処理等は前項により正確に拾い出すこと。また、必要に応じ「数量積算図面」を添付すること。
- (3) 数量計算書は、各工事項目に見出しを付け、目次付とすること。
- (4) 集計表は、数量積算表の項を記載すること。

### 3 見積書及び比較表

原則3社以上からの見積書を徴収し、比較表の順に各見積書を整理すること。

なお、見積等の宛先は事業主体名(たつの市長)に統一すること。

### 4 設計書の構成

- (1) 工事内訳書は、エクセル2段書き(下段に単価記入)とし、摘要欄に数量積算ページ及び単価根拠を明示すること。(例:数量積算P23 建設物価P55)
- (2) 設計図並びに工事内訳書には設計事務所名は削除すること。
- (3) その他補助対象内外に設計書を区分するなど、詳細は監督員の指示による。

### 5 単価の統一

単価統一の必要性から、関連業務等がある場合は、他業務委託受託者と双方協議・協力のうえ誠意を持って対応すること。

## 第7 要求図書

### 1 事前調査業務

- (1) アスベスト調査報告書 1式
- (2) 基本計画概要書 1式

### 2 実施設計業務

- (1) 改修計画書 1部
  - ア 仕上表・配置図・平面図・仮設計画図
  - イ 工事工程表・工事費概算書
  - ウ 各種技術資料(電気設備・機械設備)  
※各種設備機器(分電盤・空調・換気)調査報告書共
- (2) 図面(建築・構造・電気・機械)原図(縮小版A3版) 1部
- (3) 図面 製本(縮小版A3版) 2部
- (4) 内訳書(金額入)+図面(A3をA4折左綴) 1部

- (5) 代価表・数量計算書・複合単価表等・見積書・見積比較書等一式 1部  
 ※採用単価・歩掛根拠（刊行物表紙・採用ページを複写の上該当単価に着色）  
 ※A4ファイルにまとめ見出しを付けて整理すること。
- (6) データファイル一式（CD若しくはDVD） 1枚  
 ※図面（DXF・JWW・PDF形式）※PDFは個別及び結合データ共  
 ※代価表、数量計算書、見積比較表、内訳書（金額入）

## 第8 業務に当たっての留意事項

- 1 現地調査については、施設管理者（電気設備管理技術者含む）と調整の上実施すること。
- 2 貸与する図書については業務完了時返却のこと。
- 3 本業務期間中の毎月末及び監督員の指定した時期に、管理技術者が主体となり、施設管理者及び監督員が出席の上、遂行進捗状況その他指示内容について報告する定例会議を実施すること。また、定例会議、各所管行政機関等との協議を行った場合は、当該会議等に係る議事録を作成し、1週間以内に提出すること。
- 4 たつの市建築工事価格積算要領に基づき内訳書を作成すること。
- 5 業務について疑義が生じたときは、監督員と協議すること。
- 6 委託業務完了後、質疑回答書作成等の補足処置を講じるなど意思伝達業務を遵守すること。
- 7 業務上知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

## 第9 提出期限

要求図書について、事前に監督員の確認を受け内容修正及び補正を行い、次の提出期限までに提出すること。

### 1 事前調査業務

- |                |      |         |
|----------------|------|---------|
| (1) アスベスト調査報告書 | 令和6年 | 5月15日まで |
| (2) 基本計画概要書    | 令和6年 | 5月31日まで |

### 2 実施設計業務

- |                        |      |         |
|------------------------|------|---------|
| (1) 第7の要求図書2の(1)の改修計画書 | 令和6年 | 5月31日まで |
| (2) 第7の要求図書2の(2)の図面    | 令和6年 | 5月31日まで |
| (3) 第7の要求図書2の(4)の内訳書   | 令和6年 | 6月28日まで |
| (4) 第7の要求図書2の(5)積算資料一式 | 令和6年 | 6月28日まで |
| ※刊行物は令和6年7月号、夏号を使用     |      |         |
| (5) 上記修正版及びその他の提出書類全て  | 令和6年 | 7月10日まで |

※積算資料の作成（データ編集）については、単価の入替と確認が容易にできる積算データの構成とすること。

※成果品は受託者の責において、必要にして十分な照査完成したものであること。  
また、労務単価は、国土交通省のホームページに掲載される公共工事設計労務単価<最新版>を採用すること。

#### 第10 その他

- 1 成果品等の取りまとめ方法は、上記指示に合わせて対応のこと。
- 2 図面については、成果品納入後に本市の精査における指摘事項等の修正が完了したものを製本し、後日提出するものとする。